東御市地域美化活動協定書

［団体名］（以下「団体」という。）と、東御市長（以下「東御市」という。）は、［路線名］における「東御市美化活動」の実施について、次のとおり協定を取り交わすこととする。

（活動区間）

第１条　団体が活動する区間は、次のとおりとする。

　　　　　路線（箇所）名　　　　　　　　　　　　　　　　線

　　　　　区　間　　　　　　　　　　　　　　　　から

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　まで　　　約　　　　　ｍ

（役割分担）

第２条　団体及び東御市は次の役割分担に従い、活動区間の美化に努めるものとする。

　　（１）　団体は、活動区間の美化清掃作業等を行い、良好な環境の保持に努める。

　　（２）　東御市は、団体及び関係機関との連絡調整を行う。

 （３）　団体の活動中の事故又は第三者に与えた損害については、本協定の締結を前提として東御市で加入している保険の対象とする。

（安全対策）

第３条　団体は、自己の責任において活動を行い、事故のないよう安全に十分注意するとともに、道路交通に支障を及ぼさないよう配慮するものとする。

（新たな植栽等の取り扱い）

第４条　団体は、道路区域内に新たに植栽等を行う場合は、道路管理者と協議するものとする。

２　団体は、自らが行った植栽等について、道路管理上その他やむを得ない事情により除去する必要が生じた場合は、道路管理者の指示に従うものとする。

（活動報告等）

第５条　団体は、年度活動終了後速やかに活動報告書を東御市に提出するものとする。

（異常の連絡）

第６条　団体は、活動中その他のときに活動区間内の道路及び道路施設等の異常を発見した場合は、道路管理者に連絡するものとする。

（協定の解除）

第７条　二者のいずれかが解除の意思を表示した場合には、協定を解除するものとする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項または疑義が生じた場合は、二者が協議して解決する。

　以上、協定の証として本書２通を作成し、二者各々記名押印し、各自１通を保有する。

　　　　年　月　日

（団　体）　　　　団体所在地

　　　　　 　　　 　団体名

　　　　　　 　　　 代表者名　 　　　　　　　　　　 印

（東御市）　　　　東御市長　　　　　　　 　　　　　　　　　　 印